

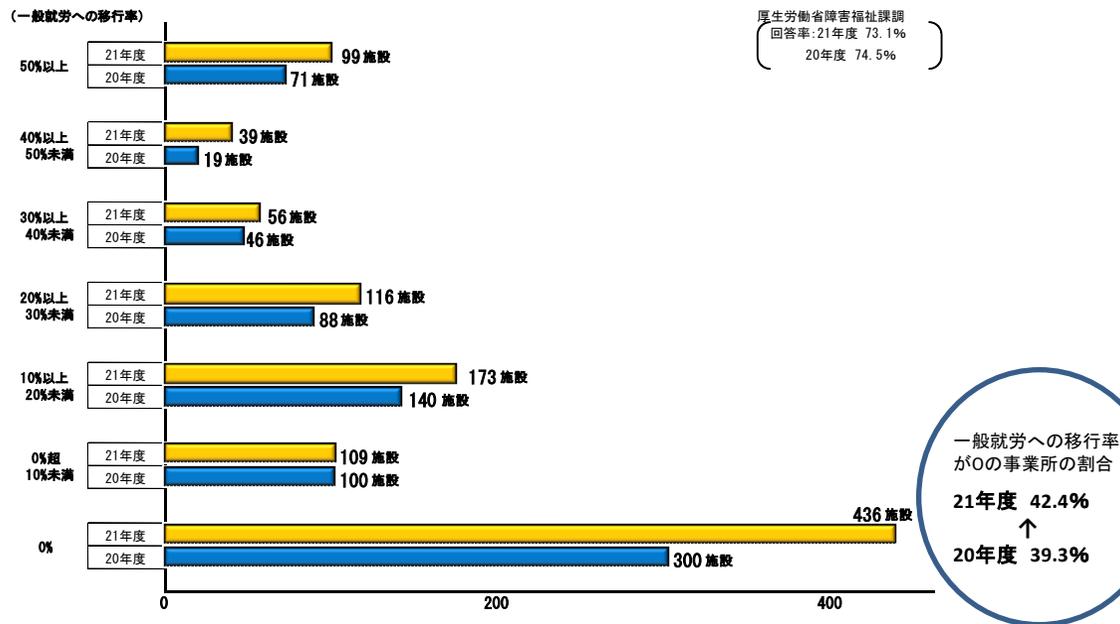
平成23年12月5日（月）

# 就労系サービスにかかる報酬について ＜論点等＞

# 就労移行支援の報酬に係る論点

- ① 定着支援に努力し、効果を上げている事業所を評価するため、本体報酬と就労移行支援体制加算の配分を更に見直してはどうか。
- ② 平成21年度のデータを見ると、全体の4割強の事業所が本来の目的である一般就労の実績がないという実態を踏まえ、改善を促すような方向としてはどうか。
- ③ 職場実習等は一般就労へ向け効果が高いことから、相当程度以上職場実習等に取り組むことを評価することとしてはどうか。

## 就労移行支援事業による一般就労への移行率別の施設数の推移



※ 現行の施設外就労加算 100単位/日

- ・ 就労支援単位（3人以上を1ユニットとする）に職員を配置すること
- ・ 施設外就労の提供が運営規定に位置付けられていること
- ・ 個別支援計画が事前に作成されていること
- ・ 請負契約を締結すること
- ・ 一月に最低2日間は事業所内で評価等を行うこと
- ・ 緊急時の対応が可能なこと

## 就労移行支援事業の就職者の職場実習率（平成21年度）

厚生労働省障害福祉課調

一般就労移行率	就職者の施設外支援実施率
45%以上	45.9%
35%以上45%未満	46.9%
25%以上35%未満	49.1%
15%以上25%未満	43.4%
5%以上15%未満	37.6%
0%超5%未満	23.8%
0%	—(※1)

就労移行支援体制加算の対象

※1 施設外支援（職場実習）の統計は就職者の施設外支援（職場実習）の利用状況を調査しているため、就職に結びついていない者のデータは、把握していない。

また、事業所の施設外支援の実施率ではなく、就職者の施設外支援実施率である。

※2 なお、就労移行支援事業開始後1年未満の事業者は対象としていない。

# 就労移行支援の報酬に係る要望

- ① 就労継続支援事業・就労移行支援事業における施設外就労加算
  - ・ 現行の単価では、施設外就労に同行する職員を外部から入れるには困難な状況にあります。つきましては、本加算の単価の見直しをお願いいたします。（財団法人 日本知的障害者福祉協会）
- ② 就労移行支援事業を利用した後のフォローアップ事業の創設を！
  - ・ 就労移行支援事業からさらに、就労定着支援事業が必要であり、制度に組み込まれることを強く望むものである。
  - ・ 就労定着支援事業とならなくても、就労定着支援を行えるために、就労定着支援加算という形でも、今後、制度変更があったとしても、重要性であり、しくみとして是非位置づけて欲しい。（障害のある人と援助者でつくる日本グループホーム学会（就労援助室あるば））
- ③ 障害程度区分や報酬単価について  
また、就労移行支援事業は就労継続支援事業に比べればまだましではあるが、2年間という期限付きの事業であり、このところ就労移行支援事業から就労継続支援事業に転換する事業所の話をよく聞く。  
報酬の問題だけではないが、専門性のある職員の配置がなされていないケースが多いのではないかと。高い専門性を持った職員の配置をきちんと評価する加算が必要なのではないかと思われる。あわせてそうした職員養成のしくみも必要にはなる。（一般社団法人 日本発達障害ネットワーク）
- ④ 日中活動系事業所における報酬について、なお一層の引き上げが必要である。
  - ・ 就労系事業所においても、利用者への福祉保健的支援は随時提供されている実態がある。土日休日・夜間等を含め、いわゆる就労系の支援の日および時間帯以外におけるケアサービスの提供が報酬上反映される仕組みを講じる必要がある。

- ・ 現状において就労移行支援事業の利用者が一般就労した場合には、6ヶ月の定着支援を経た後サービスの利用を辞めなければならないが、サービスの利用を辞めるところに対する不安が大きく、継続を希望される方が多く存在する。利用者が一般就労した場合においても相談などによる継続的な支援を可能とする工夫が必要である。

また、定着支援を引き継ぐ形で、就労支援を行う障害者就業・生活支援センターにおいても地域により、対応可能な量を超えている現状もあり、就労移行支援事業所による継続的な相談支援、アウトリーチ支援を可能にできるような制度を設けることが必要である。

(特定非営利活動法人 全国精神障害者地域生活支援協議会 [あみ])

# 就労継続支援A型の報酬に係る論点

- ① 「重度者支援体制加算」は前年度の障害基礎年金1級受給者数が当該年度の利用者数の50%（平成23年度末までに限り、特定旧法指定施設は5%）であるが、より重度の方を対象とするようなインセンティブが働くように見直しを実施してはどうか。

※ 前年度の障害基礎年金1級受給者数が当該年度の利用者数の50%（平成23年度末までに限り、特定旧法指定施設は5%）であると都道府県に届け出た場合に、利用定員に応じて加算。

利用定員	20人以下	56単位
	21人以上40人以下	50単位
	41人以上60人以下	47単位
	61人以上80人以下	46単位
	81人以上	45単位

A型における重度者の割合別の施設数

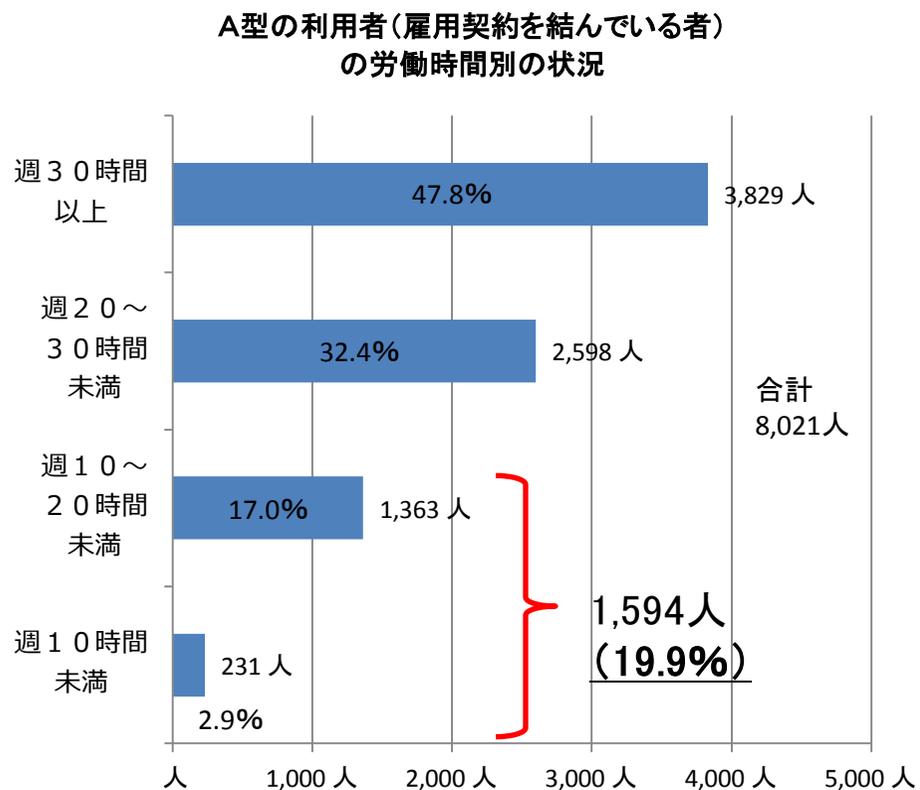
重度者／利用者	割合
0%	52.0%
0%～5%	3.9%
5%～10%	11.1%
10%～20%	17.6%
20%～30%	8.0%
30%～40%	3.7%
40%～50%	1.7%
50%～	2.0%
合計	100.0%

重度者が  
5.0%以上の  
事業所は  
**44.1%**  
を占めている

（H22 障害福祉課調べ）

- ② 平成21年度のデータをみると、雇用契約を結んでいる利用者のうち、約20%が週20時間未満の労働時間となっているという実態を踏まえ、本体報酬を見直すこととしてはどうか。

○ 利用者で見た場合



(H22 障害福祉課調べ)

回収率: 69.8%

○ 事業所で見た場合

労働時間が20時間未満の利用者割合別の事業所数

労働時間が20時間未満の者／現員	事業所数	割合
0%	290 箇所	64.6%
0%～10%	22 箇所	4.9%
10%～20%	20 箇所	4.5%
20%～30%	12 箇所	2.7%
30%～40%	9 箇所	2.0%
40%～50%	6 箇所	1.3%
50%～60%	7 箇所	1.6%
60%～70%	4 箇所	0.9%
70%～80%	8 箇所	1.8%
80%～90%	16 箇所	3.6%
90%～100%	55 箇所	12.2%
<b>合計</b>	<b>449 箇所</b>	<b>100.0%</b>

90箇所  
(20.1%)

(H22 障害福祉課調べ)

回収率: 69.8%

# 就労継続支援A型の報酬に係る要望

- ① 平成23年度末までの経過措置について、継続いただきたい。
  - ・ 重度者支援体制加算における算定基準について、全事業所5%としていただきたい。  
(全国社会就労センター協議会 (セルブ協))
  
- ② 基準を見直していただきたい加算項目
  - ・ 就労継続支援事業における重度者支援体制加算  
本加算については、平成24年3月までの経過措置として、「障害基礎年金1級受給者の5%以上」で受給できるとされており、経過措置期間終了後については、経過措置の基準を本加算の基準とするようお願いいたします。  
さらに、就労継続支援事業(A型・B型)には、職能判定で重度の判定を受けてるにもかかわらず無年金の方も存在します。つきましては、本加算の基準である「障害年金1級」の要件について、職能判定での重度についてもカウントを可能にするなど、緩和をお願いいたします。
  
- 単価を見直していただきたい加算項目
  - ・ 就労継続支援事業・就労移行支援事業における施設外就労加算  
現行の単価では、施設外就労に同行する職員を外部から入れるには困難な状況にあります。つきましては、本加算の単価の見直しをお願いいたします。  
(財団法人 日本知的障害者福祉協会)
  
- ③ 日中活動系事業所における報酬について、なお一層の引き上げが必要である。
  - ・ 就労系事業所においても、利用者への福祉保健的支援は随時提供されている実態がある。土日休日・夜間等を含め、いわゆる就労系の支援の日および時間帯以外におけるケアサービスの提供が報酬上反映される仕組みを講じる必要がある。  
(特定非営利活動法人 全国精神障害者地域生活支援協議会 [あみ])

# 就労継続支援B型の報酬に係る論点

- ① 「重度者支援体制加算」は前年度の障害基礎年金1級受給者数が当該年度の利用者数の50%（平成23年度末までに限り、特定旧法指定施設は5%）であるが、より重度の方を対象とするようなインセンティブが働くように見直しを実施してはどうか。

※ 前年度の障害基礎年金1級受給者数が当該年度の利用者数の50%（平成23年度末までに限り、特定旧法指定施設は5%）であると都道府県に届け出た場合に、利用定員に応じて加算。

利用定員	20人以下	56単位
	21人以上40人以下	50単位
	41人以上60人以下	47単位
	61人以上80人以下	46単位
	81人以上	45単位

B型における重度者の割合別の施設数

重度者／利用者	割合
0%	28.9%
0%～5%	5.4%
5%～10%	10.0%
10%～20%	15.5%
20%～30%	12.9%
30%～40%	9.0%
40%～50%	6.5%
50%～	11.8%
合計	100.0%

重度者が  
5.0%以上の  
事業所は  
**65.7%**  
を占めている

- ② 工賃向上に向けたより積極的な事業実施を促すため、工賃向上のための非常勤の職員配置や営業活動等を可能とする程度に「目標工賃達成加算」について増額を検討してはどうか。

※ 現行の目標工賃達成加算

目標工賃達成加算（I） 26単位

- (1) 前年度の工賃実績が地域の最低賃金の3分の1以上
- (2) 前年度の工賃実績が目標工賃以上

目標工賃達成加算（Ⅱ） 10単位

- (1) 前年度の工賃実績が各都道府県の施設種別平均工賃の8割以上
- (2) 「工賃倍増5か年計画」へ積極的に参加していること、及び「工賃引上げ計画」を作成して目標工賃達成に向けた業務、作業内容等の見直しなど工賃引上げ計画に基づく取組を実施していること

加算部分	加算算定事業所の割合
目標工賃達成加算（Ⅰ）	7.6%
目標工賃達成加算（Ⅱ）	14.4%

(H23年7月 国保連データ)

# 就労継続支援B型の報酬に係る要望

- ② 平成23年度末までの経過措置について、継続いただきたい。
- ・ 重度者支援体制加算における算定基準について、全事業所5%としていただきたい。
  - ・ 就労継続支援B型事業所の対象者について、地域に一般就労や継続支援A型事業所による雇用の場が乏しいことや、就労移行支援事業所が少なく、一般就労へ移行することが困難と市町村が判断した地域における利用希望者を含めていただきたい。  
(全国社会就労センター協議会 (セルプ協))
- ③ 就労継続支援B型の報酬単価の見直し
- ・ 就労継続支援B型については、平成21年4月の報酬改定により、手厚い就労支援体制(通所授産施設と同様の7.5:1の配置)がとられている場合の報酬単価が設定されましたが、旧体系の通所授産施設の報酬単価と比較して未だ低い水準となっています。さらに、就労継続支援B型に設けられている各種加算の全てを受けた場合でも(現実的には全て取得するのは困難)、通所授産施設の報酬単価には達しないことから、就労継続支援の報酬単価の見直しを求めます。

## サービス費本体に組み入れていただきたい加算項目

- ・ 就労継続支援における目標工賃達成指導員配置加算  
就労継続支援の性格上、受注活動の促進は必須と考えます。よって、「目標工賃達成指導員」については必置とし、本加算については本体報酬での評価をお願いいたします。

## 基準を見直していただきたい加算項目

- ・ 就労継続支援事業における重度者支援体制加算  
本加算については、平成24年3月までの経過措置として、「障害基礎年金1級受給者の5%以上」で受給できることとされており、経過措置期間終了後については、経過措置の基準を本加算の基準とするようお願いいたします。

さらに、就労継続支援事業（A型・B型）には、職能判定で重度の判定を受けてるにもかかわらず無年金の方も存在します。つきましては、本加算の基準である「障害年金1級」の要件について、職能判定での重度についてもカウントを可能にするなど、緩和をお願いいたします。

#### 単価を見直していただきたい加算項目

- ・ 就労継続支援事業・就労移行支援事業における施設外就労加算  
現行の単価では、施設外就労に同行する職員を外部から入れるには困難な状況にあります。つきましては、本加算の単価の見直しをお願いいたします。（財団法人 日本知的障害者福祉協会）

#### ④ 就労継続支援B型

特別支援学校高等部卒業生等が利用を希望する場合、現在は経過措置規定により直接利用できますが、平成24年3月末の経過措置終了後は、就労移行支援を利用した結果、B型の利用が適当と判断されることが要件となります。

しかし、在学中の進路指導や実習の過程等で、B型の利用が適当と判断できる場合もあるため、本人の意向等を踏まえ、区市町村の判断により直接利用できるようにしてください。

（社団法人 全国肢体不自由児・者父母の会連合会）

#### ⑤ 日中活動の場に関して

- ・ 就労継続支援B型事業所において職員配置される職員にのみ着目して算定するというような体系に改めてはどうか。
- ・ 就労継続支援B型の「目標工賃達成加算」については、当初よりその実効性には疑問が指摘されてきたところであり、廃止すべきである。（特定非営利活動法人 全国精神障害者地域生活支援協議会 [あみ]）